

○福井県後期高齢者医療広域連合療養給付費等準備基金条例

〔平成21年11月30日〕
条例第7号

（設置）

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づく後期高齢者医療制度の健全な財政運営に資するため、福井県後期高齢者医療広域連合療養給付費等準備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第2条 基金の額は、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算において生じた法第105条に規定する保険料のうち、後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）において定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 保険の給付に要する費用に不足を生ずる場合において、当該不足額を補填するための財源に充てるとき。
- (2) 保健事業に要する経費の財源に充てるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広域連合長が特に必要と認めるとき。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。